

★政府が平成22年度税制改正大綱を発表

12月22日（火）に政府税制調査会から平成22年度税制改正大綱が発表されました。注目されたマニフェスト関連項目の他に、相続税の課税のあり方の見直しなど、個人資産税関連でも注目点が多く出ているのが特徴です。年明けに法案が提出されますが、税制改正大綱のうち個人資産税関連項目を取り急ぎご案内します。速報版のため内容に不十分な点がありますが、予めご承知置き下さい。

なお、年内は本号が最終号となります。これまでのご愛読厚く御礼申し上げます。（長掛栄一）

◎個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	相続税の課税体系について	格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正をめざす。 見直しに当たっては、中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべき。 さらに、相続税の課税方式の見直しにあわせて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要がある。 法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点から見直しを行う。	平成23年度税制改正で具体化を目指す
	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	① 非課税限度額の引上げ（現行制度は500万円） ・平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 → 1,500万円 ・平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 → 1,000万円 ② 適用対象者の所得制限 贈与を受けた年の合計所得金額は2,000万円以下 ③ 平成22年は現行制度と選択適用可	平成22年1月1日以後の贈与に適用。平成23年12月31日まで。
	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	① 1,000万円の特別控除の上乗せを廃止 → 精算課税制度の特別控除は2,500万円に ② 年齢要件の緩和（贈与者の年齢制限なし）は継続	平成23年12月31日までの贈与に適用
	小規模宅地等の相続税の課税価格の特例	① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外 ② 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定 ③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算 ④ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用
	定期金に関する権利の評価	① 給付事由の発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額うちいずれか多い金額とする。 イ 解約返戻金相当額 ロ 定期金に代えて一時金の支給を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ハ 予定利率等を基に算出した金額 ② 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額	平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与に適用（一部猶予期間あり）

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	障害者控除	相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とする	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税に適用
所得税 ・住民税	扶養控除の見直し	① 年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る扶養控除を廃止 ② 特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とする ③ 住民税も同様の措置をとる	平成23年分以後の所得税、平成24年度分以後の個人住民税に適用
	寄付金控除の拡充	寄付金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げ	平成22年分以後の所得税に適用
	少額の上場株式等投資のための非課税措置創設	① 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則課税が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置（上限100万円）を創設する ② 期間は非課税口座開設の日の属する年の1月1日から10年以内	平成24年以降
	生命保険料控除制度の改組 （既存契約は現行制度を継続）	平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等の生命保険料控除を次の3種類に改組（限度額は各種類ごとに所得税4万円、住民税2万8千円ずつ） ①介護医療保険料控除 ②一般生命保険料控除 ③個人年金保険料控除	平成24年分以降の所得税、平成25年度分以後の住民税に適用
	上場株式等のみなし取得費の特例	適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止	
	特定の居住用財産の買換えおよび交換の特例	譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上で、期限を平成23年12月31日まで2年間延長	追加要件は平成22年1月1日以後の譲渡に適用
	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	適用期間を平成23年12月31日まで2年延長	
	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除	適用期間を平成23年12月31日まで2年延長	
法人税	グループ法人課税制度の創設	① 100%グループ内の法人間の取引について、取引の結果生ずる損益について課税を繰延べ ② 100%グループ内の法人間の寄付について支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人について全額益金不算入とする ③ 100%グループ内の法人間の資本関連取引について課税を繰延べ	平成22年10月1日から適用
	特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度	制度を廃止。 なお、個人事業主との課税の不均衡を是正するための、抜本的措置を平成23年度税制改正で講じる	平成22年4月1日以後終了事業年度から適用
消費税	仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化	次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しない ① 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間 ② 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（2年間）	平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出もしくは、同日以後設立された法人に適用